

国民年金のお知らせ

働きながら年金を受け取る時の注意

60歳を過ぎてからも働いている方が多くいるかと思いますが、請求したのに年金を受け取れなかった方や、本来受け取ることができる額よりも少ないと感じた方もいるのではないのでしょうか。実は、働きながら年金を受け取ろうとすると、年金の一部または全額が支給停止になってしまう、**在職老齢年金**という制度があります。

なぜこのような制度があるのか

そもそも厚生年金制度とは、定年退職した方の収入がなくなってしまった時の所得を保障するもので、退職を条件に年金を受け取ることができる制度です。しかし、60歳になってから再雇用で働いても収入が減ってしまうため、一定基準額までの差額分を保障し、特例的な意味合いで支給する年金制度を「在職老齢年金」といいます。

支給停止の基準

支給停止になる基準は年齢や収入額によって変わります。

- ・60歳から64歳までの方：月額標準報酬額と賞与（ボーナスなど）を12（か月）で割った額と年金の月額を合わせた額が28万円より多い方は、一部又は全額支給停止の対象となります。
- ・65歳以上の方：月額標準報酬額と賞与（ボーナスなど）を12（か月）で割った額と年金の月額を合わせた額が47万円より多い方は、一部又は全額支給停止の対象となります。

※支給停止となる金額については、町民課年金係または年金事務所へお問い合わせください。

年金制度は助け合いの制度です。受け取る方と支える方でバランスを取らなければなりません。60歳を過ぎてからも働いている方は、支える側として、受け取る方を支える必要があります。

若い世代が減ってきている現代において、60歳を過ぎてからも働いている方がこれからの世代の年金を支えていると言われていています。これまで培った能力と経験を長く生かし、本当に退職した時に支えてもらう制度となりますので、ご理解の程よろしく願いいたします。

年金相談のお知らせ

9月5日（木）に役場において年金相談が開設されます。函館年金事務所の職員が役場に来庁し、年金に関するお悩みを相談することができます。ぜひこの機会にご利用ください。

※相談には事前に**予約が必要**ですので、町民課年金係までご連絡ください。

お問い合わせ先

町民課 年金係 ☎ 47-4681
函館年金事務所 ☎ 0138-56-1165(国民年金課)